

## 平成30年8月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成30年8月3日（火）午前9時30分より白杵市役所野津庁舎（3階）議事場において会長が8月定例総会を招集した。

本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員    2番 堀 京子 委員    3番 内藤 康弘 委員    4番 藤嶋 祐美 委員    5番 平山 勝丈 委員

6番 佐藤 幸子 委員    7番 柳井 博之 委員    8番 城野 幸司 委員    9番 陶山 秀明 委員    10番 小橋 勇二 委員

11番 中野 定重 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長    長野 政元 次長    首藤 英二 副主幹

付議議案

議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 37 号 非農地証明願いについて

議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 それでは、副会長より開会の言葉をお願い致します。

副会長　みなさん、おはようございます。8月の定例総会、早朝よりご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、7月17日の人参の食育にご参加いただきまして、ありがとうございました。それでは、ただいまより8月の定例総会を開会致します。よろしくお願い致します。

局　長　これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、白杵市農業委員会　会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議　長　それでは、しばらくの間、議長を進行させていただきます。

まず、議事に先立ちまして、委員の定足数を局長が報告致します。

局　長　それでは、定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席となっております。

よって、白杵市農業委員会　会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号 4 番 藤嶋 祐美 委員と、議席番号 5 番 平山 勝丈 委員に議事録署名をお願い致します。

ただいまから議案審議に入ります。

議 長 議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1 ページをご覧ください。

議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

平成 30 年 8 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページをお開きください。

番号 1、畑 2,017 m<sup>2</sup> を、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

番号 2、畑 264 m<sup>2</sup> を、農地利用の効率化を図るために交換するものです。

番号 3、畑 171 m<sup>2</sup> を、農地利用の効率化を図るために交換するものです。

2 番と 3 番は同一案件となります。

以上、3 件の申請につきましては、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを合わせてご覧いただきたいと思います。

7 月 26 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ、委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますので

ご覧ください。以上、3条申請3件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

堀 おはようございます。7月26日に長野次長、首藤さん、委員の藤嶋さんと現地調査を行ってまいりました。農地法第3条の申請について、私、委員堀より7月26日に実施しました議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、適切に管理されており、現在はお茶の耕作が行われています。3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請地は、交換により畑の所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、適切に管理されており、露地野菜の耕作を行う予定です。3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率

利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の申請地は、交換により畑の所有権を取得するものです。申請地は1筆の畑で、適切に管理されており、露地野菜の耕作を行う予定です。3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請3件について報告を致します。委員皆様の慎重な審議をお願い致します。

議長 続きます、農地推進委員さんから報告をお願い致します。

16地区の廣田さん。

廣田 報告致します。第16地区担当の廣田です。7月26日に堀委員、藤嶋委員と一緒に現地へ参りました。

委員 調査の結果、特に問題はありませんでした。

議 長 第6地区の板井さんは本日、欠席でございますが、現地調査には立ち合いました。

それでは、ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定  
致しました。

議 長 次に、議案第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページをお開きください。

議案第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 30 年 8 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

5 ページをご覧ください。

番号 1、畑 337 m<sup>2</sup> を、自家用車及び農業用機械等の収納場所として利用するものです。

農地の区分は 2 種農地となっています。

番号 2、畑 651 m<sup>2</sup> を、一般住宅建設用地として利用するものです。

番号 3、田 311 m<sup>2</sup> を、駐車場用地として利用するものです。この案件につきましては、平成元年ごろより、一部がコンクリートで整地されてお  
り、追認案件となります。

番号 4、畑 29 m<sup>2</sup> を、自宅への進入路用地として拡幅して利用しているものです。この案件につきましては、昭和 63 年頃より拡幅して利用され  
ているため、追認案件となります。また、この案件につきましては、あとで説明をしますが、農地法第 5 条申請の 3 番と関連した案件となります。

以上、4 件の申請につきましては、農地法第 4 条の立地基準及び一般基準のすべてを満たしていると考えられますが、本件についても別紙、農地  
法第 4 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、4 条申請 4 件についてご提案申し上げます。

議長　それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

堀　農地法第4条について、私、堀より、7月26日に実施しました議案第35号、農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。  
委員　す。チェックリストと合わせて報告します。

番号1は、畑を駐車場として利用するものです。申請地は1筆の畑で、椎茸栽培のためのハウスが設置されていますが、4年前の雪害で一部が倒壊し、ハウスの破損も見られます。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。

一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告と致します。

番号2は、畑を一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆の畑で、適切に耕作管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。

一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は、田を駐車場用地として利用するものです。申請地はすでに平成元年頃より駐車場として使用されており、この件について始末書もあわせて提出されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。

一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4は、畑を進入路用地として利用するものです。すでに昭和63年頃より進入路として使用されており、この件について始末書もあわせて提出されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。

一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願い致します。

議長 続きまして、推進委員さんより報告をお願い致します。20地区の江藤さんからお願い致します。

江 藤 第 20 地区の江藤です。

委 員 申請地については何の問題もありませんでしたので、報告します。以上です。

議 長 13 地区の赤峰さん。

赤 峰 13 地区の赤峰です。7 月 26 日に現地調査を行いました。何も問題はありませんでした。

委 員

議 長 続きます。第 2 地区の峰さん。

峰 白杵の峰静生です。第 3、4 番ですが、7 月 26 日に農業委員及び事務局とともに現地調査を行いました。特に問題はありませんでした。

委 員

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小 橋 事務局さん、いいですか。

委 員 2番の651㎡はバリアフリーにするので、良いとかあるのか？

次 長 一般住宅なら500㎡以下、農家住宅なら1,000㎡以下というような形で、慣例というような形にされていたのですが、そういったところは法律上ないということで、面積については特には問題ありません。利用がどの程度されているのかというところが問題になるとは思いますが、設計とか利用の状況を見た時に、面積の中に畦畔も含まれており、平米上は問題ないと考えております。

小 橋 法面が面積に入っているのですね。

委 員

次 長 はい。そうです。

議 長 他に質問はありませんか。

－質疑なし－

議 長 それでは、質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、採  
決

を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県  
知

事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページをご覧ください。

議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 30 年 8 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

9 ページをご覧ください。

番号 1、畑 397 m<sup>2</sup> を、使用貸借権の設定により、一般住宅用地として利用するものです。

農地の区分は、3 種農地となっております。

番号 2、畑 1,435 m<sup>2</sup> を、太陽光発電施設の暗きょ排水管の布設のため、賃借権の設定により一時転用するものです。

農地の区分は、2種農地となっています。

番号3、畑 21 m<sup>2</sup> 外1筆 合計36 m<sup>2</sup> を、進入路用地の拡張をするものです。

農地の区分は、2種農地となっております。この案件につきましては、4条申請の4番と関連する案件となります。

番号4、田 162 m<sup>2</sup> 外1筆 合計260 m<sup>2</sup> を、使用貸借権の設定により、一般住宅用地として利用するものです。

農地の区分は、2種農地となっております。

以上、5条申請4件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5条申請4件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

藤 嶋 私、藤嶋より、7月26日に実施しました議案第36号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。

委 員 チェックリストと合わせて報告します。

まず番号1は、畑を使用貸借権により取得し、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、適切に耕作管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

次に、番号2ですが、畑に太陽光発電施設からの調整池に到る排水管を設置するために賃借権を設定し、一時転用の上で排水管を布設するものです。申請地は1筆の畑で、適切に耕作管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3ですが、畑を所有権移転により取得し、進入路として利用するものです。申請地は2筆の畑で、適切に耕作管理されております。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4は、田を所有権移転により取得し、一般住宅用地として利用するものです。申請地は2筆の田で、現況は畑となっており、適切に耕作管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請4件について調査報告となります。委員の皆様の慎重な審議をお願い致します。

議長 続きます。推進委員さんから報告をお願い致します。第1地区の玉田さんからお願いします。

玉 田 第 1 地区推進委員の玉田です。5 条申請の番号 1 について報告致します。7 月 26 日に農業委員の方と事務局と現地調査を行いました。調査の結果、委員 特に問題はありませんでした。

議 長 続きます、23 区の伊東さん。

伊 東 第 23 地区西畑の伊東です。先日、7 月 26 日に藤嶋委員ならび事務局の方々と現地調査を行いました。問題はありませんでした。

委 員

議 長 続きます、第 2 地区の峰さん。

峰 第 2 地区の峰です。先ほどの件と一致しますが、進入路の件については問題ないと判断しました。

委 員

議 長 第4地区の佐藤さん。

佐 藤 4地区の佐藤でございます。26日に農業委員さんと現地調査を致しましたが、申請は適正であると判断します。

委 員

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手によりご異議なしと認めます。よって議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定を致しました。

次に、議案第 37 号 非農地証明願いについて、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次 長 12 ページです。

議案第 37 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

平成 30 年 8 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次の 13 ページをご覧ください。

番号 1、畑 33 m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計 99 m<sup>2</sup> の土地については、長い間耕作されず非農地化した土地です。

番号 2、田 317 m<sup>2</sup> 外 2 筆 合計 1,956 m<sup>2</sup> の土地については、自然災害により復旧困難な土地や、長い間耕作されず非農地化した土地です。

番号 3、畑 97 m<sup>2</sup> の土地については、過去に転用許可を受け非農地化した土地です。

番号 4、畑 9.91 m<sup>2</sup> 外 2 筆 合計 403.91 m<sup>2</sup> の土地については、長い間耕作されず非農地化した土地です。

次に、チェックリストと合わせて報告致します。

番号 1 については、③の森林原野化し復元が困難な土地に該当し、要件のア～オまですべての要件を満たしています。

番号 2 については、①の災害で非農地化して復旧困難な土地と、③の森林化し復元が困難な土地に該当し、要件のア～オまですべての要件を満たしています。

番号 3 については、②の転用目的通りに転用し、非農地化した土地に該当します。

番号 4 につきましては、③の森林化し復元が困難な土地に該当し、要件のア～オまですべての要件を満たしています。

以上、非農地証明願 4 件についてご提案を申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 37 号 非農地証明願いについて採決を行います。

本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 非農地証明願いについて原案どおり承認することに決定を致しました。

議 長 次に議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 16 ページとなります。

議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり

あったので提案する。

平成 30 年 8 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 7 号） 「平成 30 年 8 月 3 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 30 年 7 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。

今回は白杵地域のみであります。主なものについてご説明します。

中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しております。新規再設定の合計で申し上げます。

田については 2,952 m<sup>2</sup> 2 筆でございます。

合計面積は、2,952 m<sup>2</sup>、2 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 1 名に対しまして、借り手も 1 名となっております。2 ページ以降については、白杵地域の各筆明細書となっております。

以上、簡単ではございますが、平成 30 年 8 月 3 日公告予定の農用地利用集積計画（第 7 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。(終了 36:06)